

資 料

工事単價の季節的影響に就いて

(康德10年度土木講習會講演)

正 會 員 辰 村 國 治*

諸君の内には設計にたづさはつたり工事の監督にあたる方も多数居られる事と存じます、又請負業者として直接或は間接に工事施工に従事して居られる方も有ると存じます。これらの諸君を前にして請負業者の立場からお話をする機會は極めて稀で有りまして、この機會を得ました事は不肖光榮と存ずる次第であります。

最初私がこの講演を依頼されました時には請負の實際に就いて話して呉れと言ふ事でありましたが、現在滿洲の請負界に就いてお話ししたい事は非常に多いのであります、御承知の通り30数年の歴史を持つ滿洲土木建築業協會も今年の1月から發展的解消を致しまして滿洲土木建築公會が生れ、政府の外郭機關として在來より遙かに高度の統制力を附與され國家の貴重なる資材、勞力、資金、を戰時國家目的に治うて使ふやう業者を指導する事になりました。然し乍ら請負業の統制が如何に強化されましたも工事統制の圓滑な運用が行はれなくては到底目的は達せられない事は勿論の事、又精神的に於ても昔の自由主義經濟下にあては、私益の飽くなき追求と雖も、それが結果として、みえざる糸によつて公益につながつて居さへすれば之を是なりとしたのですが、新經濟體制下にあつては早に行爲の結果がたまたま公益に合致するからといつて満足するものでなく、何より先づその動機と自覺に於て公益的であり、國家的でなければならぬ事が強調されなくてはならないのであります。

この事に就いてもお話ししたい事も有りますが、今日は此こに擧げました『工事単價の季節的影響に就いて』お話ししながら請負界の實情に端的に觸れつつ進めて見たいと存じます。

(1) 序 言

最近各方面の統制が強化されるにつれて、各部門とも原價計算と云ふ事が喧しくなつて参りました、又内地に於ては計理統制令等によりまして會社經營も極めて合理的となつて参りました。例へば一億圓位の生産年額を有する大會社の社長の自動車賃まで一々豫算が組まれ、それに依つて支拂が正當なりや否やを計算されると云ふ程度迄進んで來て居ます。したがつて生産費の原價計算至つては、實に細かい點まで研究調査されて居るのであります。然るに我が土建關係に於ては極めて原價計算困難な爲、未だに取り残され、他の部門に比較して非に立ち遅れて居り、何にか舊態制の元兎のやうに世評れ勢で有ります。これは甚だ遺憾な事でありまして、現在の請負業者は昔日の世評の如き請負師ではなく、戰國民經濟の重要な一環を自ら擔當してゐるばかりでなく、又同時に滿洲にありては北邊鎮邊の第一線に協力つゝある立派な建設戰士で有ると自負し、且つ自覺が調されてゐるのであります。

元來土建業は多種多様の材料と、勞力を用ひて來たて有りますが、最近では材料資材の大部分は支給され業者に依存する事になりましたので、現在では請負の事は勞力に集中され、能率増進が必然的にその生命とつて参りました、處がこの勞力の統制が極めて困難であり、それに基く工事単價の統制に至つては至難の業とはなければなりません。

(2) 技術家の經濟研究

一寸脱線する様ですが、日頃私が考へて居る事を一申上げて見たいと思ひます。由來我々は技術家を以てじ科學者たるの矜持を抱いて居るので有りますが、共に眞理を探索する事を生命として居るのであります。

何時如何なる場合にも正しく當嵌る事柄の研究には、極めて熱心でありまして、例へばむづかしい何次の方程式でも微積分でも解決されて居ります、然るに經濟問題には極めて不熱心で有ります、それは苦勞して研究しても或る結論に達した頃には状態が變つて居り何にもならぬと云ふ様な豫想からでも有り、又そんな事は經濟學者の權限りだけで片付られて居るので有りませう、而し技術家で無ければ解決出來ぬ經濟問題の有る事も忘れてはならぬと考へられます。

例へばコンクリートの断面積を1割減じて同じ強度を出す方法を案出する事と1割施工單價を引下げる事は、結果に於て同じやうな効果有るのであります この様な意味に於て、これから私のお話する事は技術家として研究の價値あるものと信じております。

(3) 過去の賃金統制

一昨年夏頃、軍、政府、並に土建協會、に於てそれぞれ獨自の立場から、滿洲各地の勞働者の賃金を規定し發表されました。何れも大差無くその當時としては妥當なもので有つたに拘らず速に守られずに終りました。

又昨年4月政府は賃金統制令を發布し、勞働者の賃金の算定基礎を食糧の價格に置き、小麦粉高粱の價格を基として最低賃金を規制され、又一面勞働種別による評定人を定めて大工、左官、苦力等それぞれの適當な賃金を規定する、極めて進歩的な方法を以て賃金の統制に乗り出されたので有ります、又更に工事單價によつて最高賃金を定める方法もあり。私共もその法令の決定に際して、質問も受け大賛成をしたので有りますが、いざ實施して見ますと、結果に於て少く共土建界に於ては、これ又實行極めて困難に終つたのであります。

それには食糧配給の不圓滑や、事務煩雜や其の他種々

の原因がありませうが、これから私が申上る季節的考慮が拂はれて居なかつた事が、一つの大きい原因ではなからうかと考へます。

大東亞戰爭下滿洲國の低物價政策遂行上、この問題は最重要たるに拘らず、上述の諸原因の爲めに今日迄未解決の儘問題が残されて居る事は甚だ遺憾でありまして、今後諸君の熱心な御研究を期待する次第であります。

(4) 勞働賃金の基礎條件

先づ勞働賃金の基礎條件の主なるものを大別しますと

- イ 衣食住の關係(就勞地に於ける)
特に食糧の價格並配給關係。
- ロ 勞働種別の如何
- ハ 地域的影響(就勞日數、交通の便不便)
- ニ 氣象的影響(晴雨、寒暖)
- ホ 募集地の條件並勞働者の貧富
- ヘ 勞働者各人の能力
- ト 勞働者の需給關係

これらの内で食糧問題が最近非常に喧しく叫ばれてゐまして食糧配給の不圓滑による勞働力の低下並に勞働賃金の高騰は、確かに現下の重大問題ではあります、遺憾乍ら我々は此の問題に就いて、當局へ正しい消費生活の立場を考慮した配給を要請するのみであります。

最後に申しました勞働者の需給關係がこれから申上る季節的影響に最も大きな原因になつてゐます。

(5) 工事の季節的分布

現在滿洲に於て季節的に工事量が平均して行はれて居るかと言ふに決してそうではありません、春先に少く9、10月頃に集中されて居まして甚だ大膽な假定で有りますが、昨年状況に數字を當嵌めて大膽な假定を試みて見ますと驚くべき結果になります。

第一表

各月別工事消化量表

着手月	工期月数	月別各月 工事消化 %	月別各月 消化比 %		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		計	摘	要
5	6	30	5.00	—	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	—	—	30		
6	6	20	3.33	—	—	3.33	3.33	3.33	3.33	3.34	3.33	—	20		

7	5	20	4.00	-	-	-	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	-	20
8	4	10	2.50	-	-	-	-	2.50	2.50	2.50	2.50	-	10
9	3	10	3.33	-	-	-	-	-	3.33	3.33	3.34	-	10
10	4	10	2.50	-	2.50	2.50	-	-	-	2.50	2.50	-	10
計	-	100	-	-	7.50	10.83	12.66	14.83	18.16	20.67	15.67	-	100
比 例	5月ヲ100トセバ			100	144	168	198	242	276	209	-	-	
比 例	7月ヲ100トセバ			59	85	100	117	143	163	124	-	-	

(イ) 1ヶ年の全工事量が

- 4、5月に 30%着手され
- 6、7月に 20%づつ着手され
- 8、9、10月に 10%づつ着手されるとします

(ロ) 工事期間を急げば3ヶ月、ゆつくりやれば6ヶ月を要するものとします。

(ハ) 工事は工期中同程度に進捗するものとします。

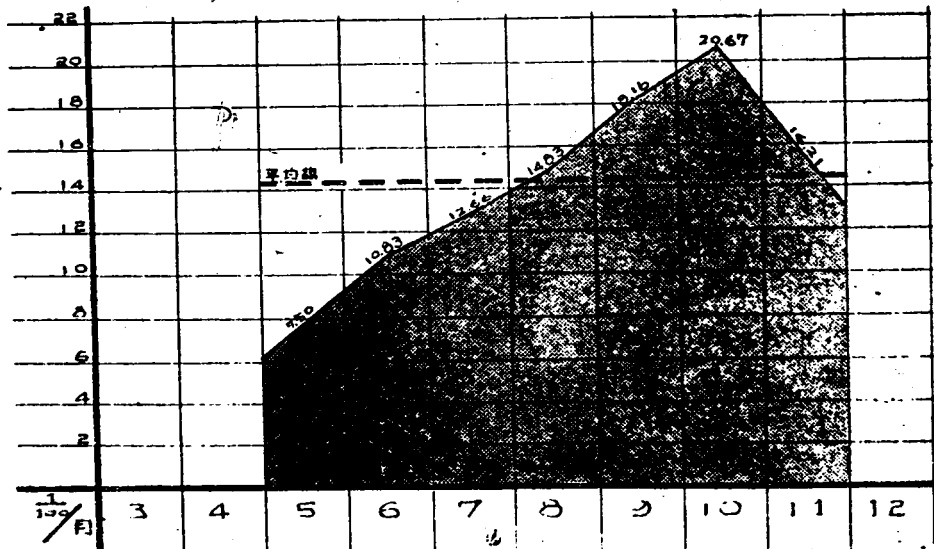
4、5年前は大體置いて上記の通りですが昨年、資材の入場不圓滑に依つて更に後期に集中され居ります。

(ニ) 工事は5月から11月迄施工時期とします。

上述の假定は宿舍の建築には特に當嵌ると考へられず、處で之を示したのが第1表で曲線に現したのが第1圖のやうになります。

第一圖

月別工事消化量表



統制經濟下に置きましては自由經濟時代の如く需要供給の如何に依つて物價の變動を起さぬ様、法令に依つたり或は機構の改革に依つて一定物價に持續すべきものと有ります。處が土建界の勞働員に就いては遺憾乍ら其の對象たる勞働者が多數であり、移動性が強く、各人が

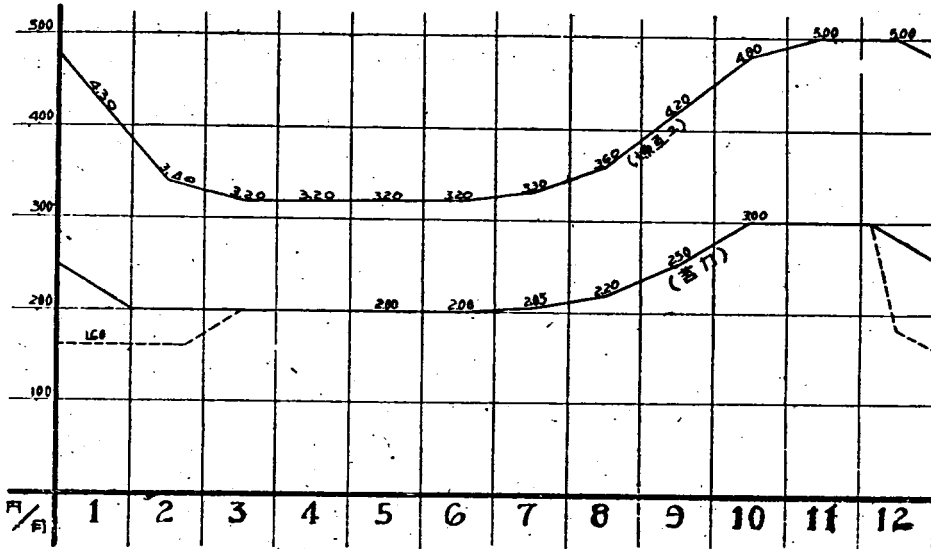
無自覺で、利に敏く利に走る等、の爲めに賃金統制の目的を達するには困難であります。又事實前にも申したり行はんとして行ひ得なかつたのであります。

それで之が需要供給の不圓滑が勞働員に如何なる影響を與へて居るか調べますと、昨年新京附近を例にす

と第2圖の線になつて参ります。

第三圖

別別請負賃金表



此の賃金は常雇の賃金ではなし、業界に於ては大部分が、切り投げ、コマワリ、と言ふ様な方法で行はれて居りまして、その結果労働者が取得する賃金でありまして請負賃金とでも申すべきものです。常雇で働かしますと7、8割位の賃金で使へるのでありますがする仕事は半分以下と考へられ、便ふ方として非常な損失で有り、労働者も尙ほ折つても多くの収入のある方を喜びます、此の事は労働能率の向上として當然思考出来るものです。

此の第3圖は後で説明するに便利の爲めに、煉瓦工と苦力の賃金を擧げて見ました、大體に5月頃に比べて10月頃には5割の騰貴を見せて居ります。

(6) 北支苦力

滿洲に置きましては御存知の通り、相當働つた土木工事は概して北支の苦力に依つて現在施工されてゐます、従つて大工事に關係して居られる方は賃金の騰貴は国内苦力に限る事で、土木工事としては大した影響は無いと考へになるかも知れません、それは北支苦力は在來の習慣から又歸還する時の持歸金、旅費等の關係から工事中途には殆んど賃金の精算をしませんので1年を、通じ

て同一賃金で計算して歸る時に支拂つて居ります、従つて一應国内苦力の賃金の變動には無關係の線ですが、決してさうでは無いのであります。精算する場合の北支苦力の賃金は1日 \geq 3.00以上になつて居ります、之の最底 \geq 2.00を擲へて……(募集費と歸還費を合せて業者は労働者1人に約 \geq 200.00を支拂ひますので、今假りに国内苦力の募集費が大きく \geq 50.00か要したとしても、その差額が \geq 150.00あります、従つて實働150日働くとしても1日 \geq 1.00だけ北支苦力の方が余計働る事になります)……見ましても結局業者に取つて \geq 3.00支拂つた事になります即ち前に申した(第2圖参照)国内苦力の最高賃金にあたります。

北支苦力の能率が低下しました今日に於て、北支苦力を使ふ事はその一工事だけの採算から云へば高く擲るのですが、然も尙これを使はなければならないのは国内労働力の不足と、国内労働者の移動性の多い事によるのであります工事の肝心の時期に逃亡者續出するのであります、国内苦力のみならず依存して居たならば季節的賃金の高騰に災ひされて逃亡者が續出し工事の完成を危殆に瀕

せしむるのであります。これは後で詳しくお話ししますが、従つて業者もより高い北支苦力では有るが、之に依つて工事の完成を期してゐる實狀であります。

若し國內苦力の移動が防止出来、勞働力が國內で得られるならば、年々土建協會の統制募集のみで千数百万圓を北支募集費として捨てなくて済むので、國家經濟上からも大きい問題が解決される譯であります。

最近の勤奉隊の實狀、供出苦力の状態を、考慮して見ましても、國內勞力を以て現在の工事量を消化する事は決して不可能の問題ではないと私は確信致します。之が解決には賃金の季節的變動の考慮が根本となるのではないかと存する次第であります。

(7) 勞力の無駄使ひ

次ぎに土建勞働力の無駄使ひに就いて申します。

大東亞戰爭下戰力増強の意味から無駄を排しませうと、さかんに言はれて居ります。さて全滿土建界就勞働者数は中々正確に調べられませんが、昨年(1941)の4月6月8月10月の各月末現在の就勞數を土建協會で調査したものが有ります、數字は遠慮致しますが4月末は未入場者

の有る爲めで6月8月10月末實勞働者數は殆んど大差はありません。即ち賃金は工事量が多いと言ふ事で釣り上げられて居られるが實働人員は同じだと言ふ事が明確であります。

又1日の就勞時間が後述のやうに6月頃には非常に長く、10月には非常に短いのに拘はらず第1圖で見られる様に6月には10月の半分の仕事しかして居りません。

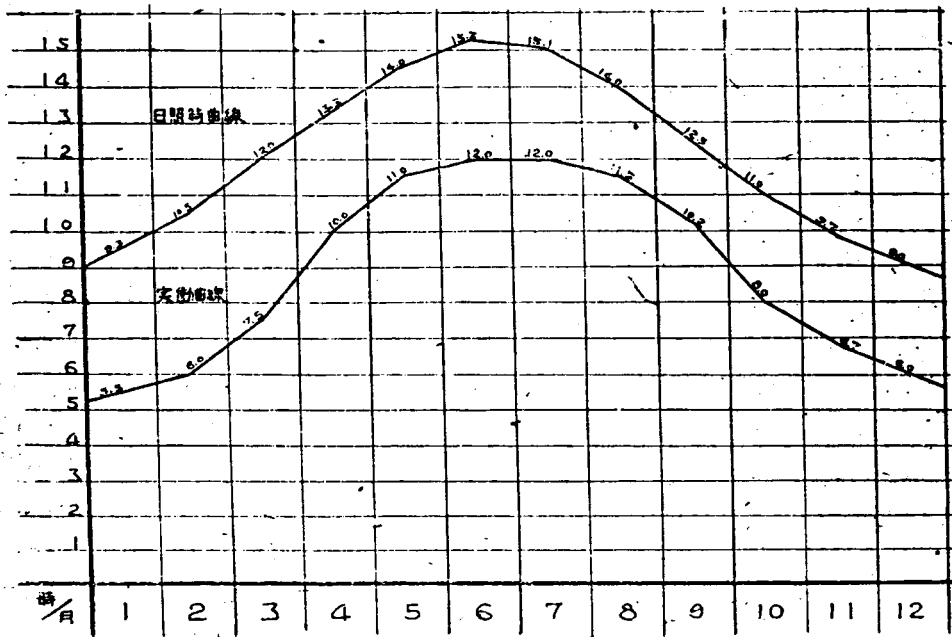
即ち6、7月の勞力の半分以上は空費されて居る事になります。6、7月頃に入場したがブラブラして居るとか、或は仕事に出たが能率を發揮して居ないと言ふ事になります。之は資材が入場しない爲に手持ちしてゐる等の勞力の無駄使ひでありまして。戰時下國家的に勞力不足の折柄誠に皮肉な現象で、心すべき喫緊事だと思ひます。

(8) 工事單價の季節的變化

工事單價の季節的變化には前述の勞働賃金の他に就勞時間を考慮しなければなりません。6月には平均2.00の賃金で13時間働くのに對して、10月には8時間つまり6月の約しか働かないのに却らず至3.00の賃金と言つた事なつて居ます(第2圖參照)之の勞働時間の關係を示し

第三圖

日照時間並実働時間表



たのが第3圖であります。

新京に於ける日照時間、(日の出から日没迄の時間)を示したのが上の曲線であります、最高時間は6月の15時間20分、最低時間は12月の9時間であります、之の其れ其れの時間から季節季節に應じた休養時間や食事時間を除いた可能労働時間が下の曲線で示して居ります。

勿論之は切り扱ひ其の他の獎勵方法で労働させた場合

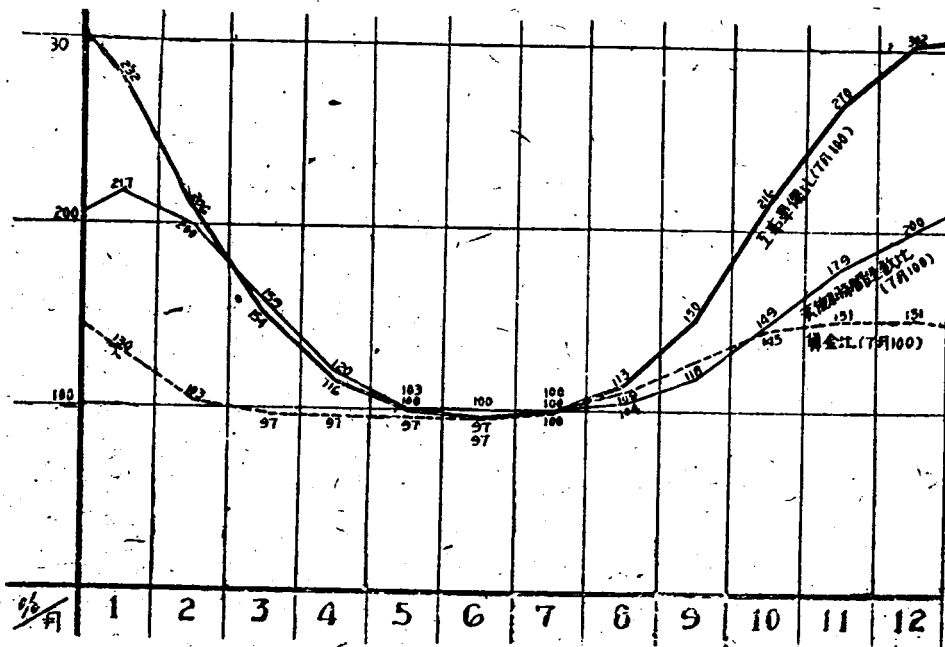
で、常備では七月頃も12時間はとも働きます、尙12時間働くと云ふのは大體午前4時半から午後7時半迄の15時間中食事其他で3時間休養を差引いた状態であります。

此の労働時間の比例の逆数を曲線に示しますと第四圖黒線の様になります。

つまり第3圖の労働曲線の7月を100とした就勞時間

第四圖

月別工事単價表



の逆数比であり、第2圖の煉瓦工の賃金比を7月を100として示したのが第4圖の黒線であります。此の二つの曲線の總和つまり掛けたものが工事単價の季節的變更を示します。それが第4圖の2本線の曲線です。

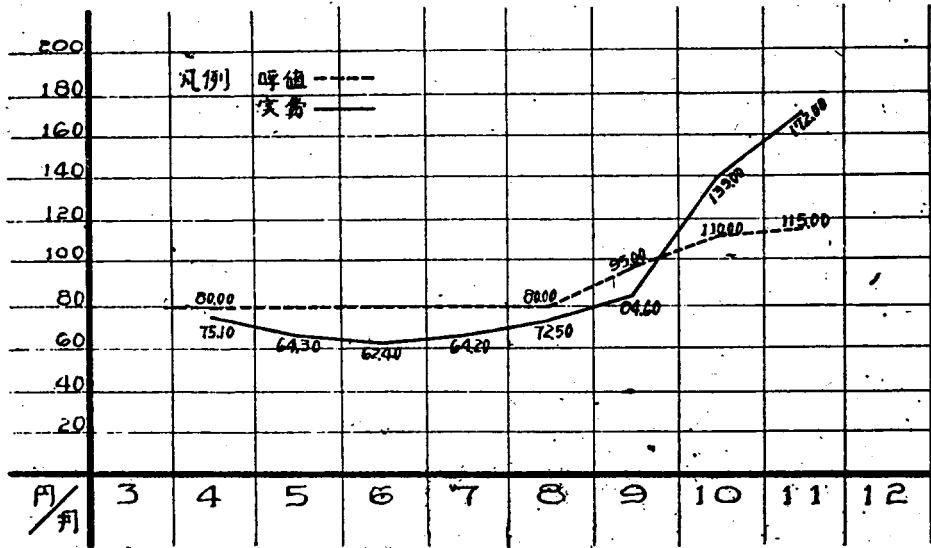
此の第4圖の結果を一寸見ますと矛盾がある様に思はれるでせう、1日長時間働く爲の疲労に依る能率低下、適に秋冷の候ともなれば寒さに依る影響も有りませうがこれらは簡単に数字で現しにくいので省略しましたが、10月頃迄の所では大體此の曲線で大差無いものと考へます。

それで簡単な實例を擧げて説明しますと、第5圖は煉瓦積1萬本當りの工料の季節的變化の曲線であります、

7月頃煉瓦工1人手元苦力1人で1日約1千本の煉瓦を積むとします、其の他の月は第3圖の労働曲線に比例すると、5月には9百70本10月には6百70本積む事になります、然も賃金は5月には3人で55.20、10月には7.80となります(第3圖参照)従つて1萬本の正味積手間は、5月には562.60、7月には583.60、10月には5116.00となり、之れに目地塗り手間、抱頭の收入、雨天の費用、等として20%を加へたものが、第5圖の黒線であります、之れに對し黒線は昨年度世上に稱へられた煉瓦積工料であります。

此の第5圖の二つの曲線がいろいろの示唆に當つて問題をはらんで居ります。

第九圖 煉瓦積午間 呼値と実費 比較表 (一万本当り)



(9) 国内労働者の移動性

滿洲には建國以來労働者を募集する時に前借を要求することは周知の通りです、之が募集に應じて逃亡すれば前借金だけ儲かると言ふ事になり、逃亡の起る主要原因になります、現在国内に於ては、苦力 $\yen 5.00$ 、諸職 $\yen 10.00$ 以上の募集前貸金を禁じてありますが、實情は春光でも、その5倍位の前貸を彼等は要求し、そして之を詐取する爲に逃亡するのであります、處が第5圖で見られる通り、6、7月頃から繼續して居る工事では、煉瓦積の例にして $\yen 80.00$ で請負つて實費が $\yen 60.00$ 何程かで出来るのですから當時喜んでやりますが、9月頃になると $\yen 80.00$ で請負つても出来そうにない、それよりも一度今迄の現場から逃亡して新しい約束で、別の現場で働けば必ず好条件になります。又其の頃には春光 $\yen 50.00$ 位であった煉瓦工の前貸金 $\yen 100.00$ 位に騰つて参ります、従つて眞面目に一ヶ所で働くより他に逃亡すれば遙かに有利になる爲めに逃亡者が續出して参ります、その爲めに懸々現場が手不足となり、業者は之れは大變だとなつて、前貸を $\yen 150.00$ だしても他から連れて來なければならぬ事になります、若し業者が此の間に日和見して居て10月頃ともなれば、更らに高い前貸並に工賃を拂はなけ

ればならなくなり、損害を大にしますから $\yen 150.00$ の前貸が更らに高くなつても、何んとかして労働者を獲得しようとし益々前貸を釣上る一方、賃金も釣上る結果となります、そこで $\yen 100.00$ の前貸金を貰つて移動した労働者が10日も働いて居ると $\yen 150.00$ の前貸金を出すと言つて他から働きかけられて逃亡する、逃がられたから又募集すると言ふ具合で、9月10月頃には、大工、左官、煉瓦工、苦力、等各方面に亘つて移動し国内労働者の困窮期が現出します。

従つて業者の蒙る被害は第5圖に示される工事単價の高騰以外に、前貸金詐取、再募集費支出等によつて倍加されて來るのです、うっかり此の渦中に巻き込まれた場合には弱少業者は自滅せざるを得なくなり、所謂不撓問題を惹き起して居る例を多く見受けるのであります。

不當前貸金と言ひ、不當賃金と言ひ、業者が支拂ふから悪いのだ!!と言ふ言葉をしばしば聞くのでありますが、これは餘りにも業者に酷な、無理解な言葉だと思ひます。

今申す様な状態の中にあつて重要國策工事をやつて居る業者に不當前貸を出すなど言ひ、不當賃金を支拂ふなど言ふ事はその國策工事を中止せよ!!と言ふ事と同

じであり、それこそ業者として國家に對して申譯ない事になります。業者は罰せられ様か、どうしても、國家の爲にも又自己の職域の名誉のためにも、工事の完成をしなければならぬ立場に追込まれるのであります。

此れはどうしても、不當な要求をする、労働者を徹底的に極刑を以て取締る事と一面又工事が、秋口に集中しない様に企業者も請負業者ももつともつと眞剣に努力する事が必要だと存じます。

(10) 請負業の明朗化

又請負業の不明朗の根本が、此の第4圖第5圖の曲線に顯されて居ります。

企業者側から6、7月頃の實狀から原價計算をして見ますと如何に賃金を高く見積つても煉瓦積は1萬に付き450.00 餘にしかありません。假に7月から9月迄の工事ですと、業者は少く共450.00を見積りませう、業者が煉瓦積の把頭と單價を交渉する時、把頭は昨年の結果から判斷し10月頃には450.00迄擡つた事實が頭にあり、如何に春先きでも450.00以下では引き受けられぬと主要します。彼等にもそれ以下で施工し得る自信が持てないので、業者も450.00掛ると考へます、之を企業者から眺めた場合如何にも業者が暴利を求める様に見えます。

更らに前年の例ですが、途中で木材未入荷のため、1階を積んだ處で1ヶ月手持を生じ期限は延ばして貰つたが、十月に入つた爲めに一部は450.00を要したと言ふ様な経験がありますと平均450.00位は掛るのであるまいかと言ふ事になり、6、7月の現狀450.00餘の筈のものが450.00を見積ると言ふ結果になり、請負人とは、なんと強必讀でいくら儲ければ良いのか解らぬと言

はれるのであります。

最近では煉瓦、木材、鐵材、セメント等の未入荷のために工事途中で10ヶ月位手持する事はむしろ普通で有りまして、此の場合業者は延期願ひを出し、右承認す、と片付られ、異常な損失を招きながら、期限内に出来ぬとは意氣地の無い奴だと不成績の烙印を押されます。

蓋し請負業者の悲劇で有りませう。

斯の如き實狀を以てしては業界の革新新體制即應等出来る筈がありません。我々は過去の様な體驗と様な苦惱の結果に對して嚴正なる反省を以て、此の企業者と業者が相協力して、體て新しい形に於て業界の明朗化を希ふものであります。

(11) 結 論

臨時下労働力の確保、國策たる低物價政策への協力、並に滿洲土建界の明朗化、の爲めに次ぎに私の希望を申上げて私の話を終りたいと存じます。

(イ) 工事は出来るだけ早期に着手し10月11月頃に集中せざる様取計ふ事。

(ロ) 資材の獲得を出来るだけ圓滑にし労働力の無駄を省く事。

(ハ) 労働賃金募集前賃金の不當要求をなす労働者に極刑を以て望む事。

(ニ) 請負工事單價を季節的に取扱ふか、然らずんば實質核算式を採用する事。

甚だ準備期間が短つた爲に正確なお話が出来ず纏のない話で恐縮であります、諸君の今後の御研究に依つてこれらの事が、見事に解決される事を希望致します。

(10、1 25記)

x x x x x x

x x x x x x

x x x x x x

x x x x x x